

新型コロナ関連 3.8

令和3年3月8日

医療機関各位

鎌倉市医師会 会長 山口 泰
公衆衛生担当 理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症後方支援病床に係る協力金について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらのご案内は対象となる医療機関へ直接ご連絡が入っていると思いますが、本日締め切り日につき、ご案内申し上げます。
こちらは鎌倉市医師会 HP へもアップロードしていますのでご確認ください。

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症後方支援病床に係る協力金について (通知)

新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入れにつきましては、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を円滑に進め、重症・中等症患者の治療に必要な病床を確保するため、県の要請に応じてあらかじめ新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れる病床(後方支援病床)を確保した医療機関に対して協力金を支給することといたしましたのでお知らせします。

なお、対象となる医療機関につきましては、本県から個別に連絡いたしますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

医療危機対策本部室調整グループ

後方支援病床協力金担当

電話 045-285-0075

令和3年2月24日

神奈川県医師会長 様
神奈川県病院協会長 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症後方支援病床に係る協力金について (通知)

新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入れにつきましては、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を円滑に進め、重症・中等症患者の治療に必要な病床を確保するため、県の要請に応じてあらかじめ新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れる病床(後方支援病床)を確保した医療機関に対して協力金を支給することといたしましたのでお知らせします。

なお、対象となる医療機関につきましては、本県から個別に連絡いたしますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

医療危機対策本部室調整グループ

後方支援病床協力金担当

電話 045-285-0075



令和3年2月24日

各医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症後方支援病床に係る協力金について (通知)

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供につきまして、日頃より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者の発生は減少傾向にありますが、感染の再拡大に備えて、引き続き病床の確保及び効率的な運用を行っていく必要があります。

そこで、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を円滑に進め、重症・中等症患者の治療に必要な病床を確保するため、県の要請に応じてあらかじめ新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れる病床(後方支援病床)を確保した医療機関に対して協力金を支給することといたしました。

該当する医療機関におかれましては、別添「新型コロナウイルス感染症後方支援病床確保協力金のご案内」をご覧ください、令和3年3月8日(月)までに申請書を御提出いただきますようお願いいたします。

【対象医療機関】

(1) 神奈川モデル重点医療機関協力病院B

認定要綱第4条第2項④に定める「退院基準を満たした患者の受入れ」を行い、県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保した医療機関

※ただし新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れるために確保した病床を対象とする。(自院の患者異動に伴う病床確保は対象外)

(2) 精神科コロナ重点医療機関協力病院

認定要綱第3条第2項第4号に定める「退院基準を満たした患者の受入れ」を行い、県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保した医療機関

※ただし新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れるために確保した病床を対象とする。(自院の患者異動に伴う病床確保は対象外)

問合せ先

①協力金全般について

医療危機対策本部室調整グループ・後方支援病床協力金担当

電話 045-285-0075

②協力医療機関Bにおける後方支援病床の確保数について

医療課医療機関調整班

電話 045-285-0715

③精神科コロナ重点医療機関協力病院について

がん・疾病対策課精神保健医療グループ

電話 045-210-4727

新型コロナウイルス感染症後方支援病床確保協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の入院療養については、退院基準を満たしたのちも、引き続き入院を必要とする方が多くいらっしゃいます。

そこで、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を円滑に進め、重症・中等症患者の治療に必要な病床を確保するため、県の要請に応じてあらかじめ新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れる病床（後方支援病床）を確保した医療機関に対して協力金を支給します。

1 対象医療機関

- (1) 神奈川モデル医療機関認定要綱第4条第2項④に定める役割を担う重点医療機関協力病院（いわゆる重点医療機関協力病院B④）で、県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保した医療機関

※ただし、新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れるために確保した病床を対象とする。（自院の患者異動に伴う病床確保は対象外）

（重点医療機関協力病院）

第4条 重点医療機関協力病院は、重点医療機関を支援する医療機関とする。

2 重点医療機関協力病院の役割は次のとおりとする。

①～③ 略

④ 重点医療機関等において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に定める退院基準を満たした患者の入院管理

⑤ 略

- (2) 精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱第3条第2項第4号に定める役割を担う精神科コロナ重点医療機関協力病院で、県の要請に応じてあらかじめ後方支援病床を確保した医療機関

※ただし、新型コロナウイルス感染症の回復患者を他院から受け入れるために確保した病床を対象とする。（自院の患者異動に伴う病床確保は対象外）

（精神科コロナ重点医療機関協力病院）

第3条 精神科コロナ重点医療機関協力病院は、次項第1号及び第2号並びに第3号の役割又は第4号の役割を担い、精神科コロナ重点医療機関を支援する医療機関とする。

2 精神科コロナ重点医療機関協力病院の役割は次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 精神科コロナ重点医療機関等において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に定める退院基準を満たした患者の入院管理

2 協力金の支給概要

(1) 支給対象

令和2年12月25日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス



感染症の退院基準を満たした患者を受け入れる病床として、あらかじめ県からの要請を受けて確保した病床

※確保した受入病床数については、令和2年12月25日から令和3年2月28日までの間の最大の確保病床数とする。

(2) 支給額

1床あたり10万円(1床につき1回を限度とする。)

(3) 留意事項

本補助金の交付を受ける医療機関は、新型コロナウイルス感染症「後方搬送」の神奈川モデルにおける「後方搬送マッチングシステム」に受入可能病床数の登録を行うこと。(ただし、精神科コロナ重点医療機関協力病院を除く)

《Q & A》

- ① 県の要請に応じてあらかじめ病床を確保するとは、どういうことか。
⇒ 神奈川モデル認定医療機関となり、他院から受入可能な後方支援病床を県の後方搬送マッチングシステムに登録することをもって、県の要請に応じている状況とみなします。また確保病床数については、県の調査への回答数または後方搬送マッチングシステムに登録した数を基本とします。
- ② 1月1日時点では後方支援病床として5床確保していたが、その後、回復患者を2名受け入れたので現在の確保病床は3床だが、確保病床数はどうなるか？
⇒ 対象期間の最大確保病床数が5床であれば、申請は5床(1月1日時点)となりますので、協力金は@10万円×5床=50万円となります。
- ③ 4人部屋を個室化して回復患者を受け入れるが、休止した3床も対象となるか？
⇒ 休止した病床については協力金の対象となりません。

3 協力金の申請・支給スケジュール

(1) 提出期限 令和3年3月8日(月) 必着

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

郵送先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県医療危機対策本部室調整グループ 後方支援病床協力金担当あて

(3) 提出書類

①申請書(別添様式)

②振込口座の確認のため、通帳の表紙を開いた1ページ目のコピー

提出いただいた申請書に基づき、確保病床数を確認した後、申請書に記載の金融機関の口座に振込を行います。(3月下旬の振込を予定していますが、申請書等に不備がある場合は、遅れる場合もあります。)

なお、本協力金の交付後、交付要件を満たさない事実等が発覚した場合は、協力金の返還を求めますので、申請にあたり御留意くださいますようお願いいたします。

問合せ先 神奈川県健康医療局

①協力金全般について

医療危機対策本部室調整グループ・後方支援病床協力金担当

045-285-0075

②協力医療機関Bにおける後方支援病床の確保数について

医療課医療機関調整班

045-285-0715

③精神科コロナ重点医療機関協力病院について

がん・疾病対策課精神保健医療グループ 045-210-4727

新型コロナウイルス感染症後方支援病床確保協力金申請書

※本事業実施のために入手した情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用することはありません。

1 医療機関基本情報

医療機関名

区分（該当欄に○）

① 神奈川モデル重点医療機関協力病院B④

②精神科コロナ重点医療機関協力病院

担当部署・担当者名

電話番号

メールアドレス

2 振込先情報

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別	普通 当座 貯蓄	口座番号	
口座名義人			
フリガナ			

※確認のため、通帳の表紙を開いた1ページ目のコピーを添付してください。

3 確保病床数

	確保病床数	協力金	参考（時点等）
（記載例）	5床	50万円	2月1日時点

4 特記事項